

令和4年8月23日 現在

No.	契機	申し送り事項
1	引っ越しワンストップへの対応について	引っ越しワンストップの対応については、後期高齢支援システムへの影響のみとはならず、広域標準システムにおいても改修等が必要となる可能性がある。今後、開示される情報を踏まえ、後期高齢支援システムの要件（標準化を踏まえた要件）を考慮し、広域標準システムの対応を検討する必要がある。
2	DV等支援対象者に係る抑止情報の連携について	後期高齢支援システムは、今後、住民記録システムからDV等支援対象者の抑止情報を連携されることとなる。 広域標準システムへの二重入力を解消する目的で対象者の情報（後期高齢支援システムで独自に管理する個別の対象者も含む）を連携可能とするよう要件を定めているので、広域標準システムで取込のインターフェースを設けるのかなど、事務の効率化を踏まえた対応の検討を行う必要がある。 （後期高齢支援システムの開発時に広域標準システムの外部インターフェース仕様がデジタル庁のデータ連携要件を踏まえて検討なされていることが望ましい。）
3	マイナポータル・ぴったリサービスとの接続について	マイナポータル・ぴったリサービスとの接続について後期高齢支援システムでは、該当するサービスなどの検討を調査研究事業で実施した。通常他の自治体のシステムが検討する申請受付内容についてはその大半が広域標準システム側で保持している（支給申請の受付等）こととなるので、今後の国の検討状況を踏まえ、広域標準システムでの対応の必要性について検討する必要がある。
4	市区町村における多様な収納手段への対応について	現状、市区町村では通常の口座振替、窓口払い等の他にコンビニ収納やマルチペイメントによる支払いなど多様な収納手段が設けられている。当該収納方法について広域標準システムに連携する場合、「01：窓口納付 02：口座振替 50：誤消取消 90：その他」しか広域標準システムではコードの規定がないため、コンビニ収納などで収納した内容も広域標準システムへの連携時には「90：その他」に丸めるという要件で現状、整理している。 これを踏まえ、広域標準システム側のコードを拡張するかは収納方法把握の手段の細分化による利便性の向上等を踏まえ、対応可否を検討する必要がある。

No.	契機	申し送り事項
5	文字情報基盤への対応について	後期高齢支援システムの変更にあわせて広域標準システムでも文字情報基盤への対応を行っていく必要がある。 広域標準システムには、 ①後期高齢支援システムとの連携インタフェースに対する取り扱いの検討（インタフェース変更、過渡期運用の考慮） ②広域標準システムから連携する他システム（例：後期請求支払システム、医療保険者等向け中間サーバ等）に連携する文字コードは従前どおりの文字コード（相手先システムのの文字が変わらないことを前提）とする という2側面での対応が必要となる。これらは、住民記録システムや後期高齢支援システムが文字情報基盤に対応したシステムに切り替わっていくタイミングで対応が必要になるので、適切な時期にシステム対応ができるよう検討する必要がある。
6	納入通知の様式統一による影響について	後期高齢支援システムから出力する様式を統一した（広域連合が通知する年額を兼ねた通知とした）ことを受けて、全ての市区町村が当該様式を用いることになる場合、現在、広域標準システムから出力している保険料（年額）の決定（変更）通知については、市区町村にデータとしての連携は必要だが印刷用のPDFの作成、連携機能は実務上は不要となる。これを踏まえて、帳票出力機能や連携機能について見直しを行うかを検討する必要がある。
7	納付書について	後期高齢支援システムは国民健康保険システムなどと歩調をあわせ納付証の様式統一を行っていくこととなる。広域標準システムでも過払いになった支給額を返納していただくための納付書を出す機能があるが、この納付書の様式を同様の様式に変更するかを住民に送付する帳票の統一という観点で検討する必要がある。（実質、発生ケースは少ないことその消込についてもバッチ処理ではなく、オンライン処理による消込としていることから対コスト効果等の側面で見ると効果は少ないと想定されるが、検討自体は実施する。）
8	生活保護対象者の取込について	現在、生活保護による適用除外の登録については市区町村が個別にオンラインで広域標準システムに入力を行っている。被保険者数の少ない市区町村ではそれほどの業務負荷ではないと調査の結果回答があったが、対象者数が多い市区町村においては、直接、広域標準システムに生活保護情報をインタフェースで連携できないのかという要望があった。 これを受けて、一定のインタフェースで生活保護情報に関するデータをバッチ処理で取込、適用除外の登録解除を行うような対応要否について検討する必要がある。（生活保護については標準化対象業務となっているため各システムに生活保護から連携するデータの要件がデジタル庁で整理された場合、その内容を踏まえて検討することとなる。）

No.	契機	申し送り事項
9	日本人の通称名管理について	トランスジェンダーの対象者については日本人でも申請により通称名を被保険者証等に印刷することを許容しているが、介護保険システムでは、当該情報の管理を実施できるとされている。広域標準システムでは現在、個別に広域標準システムで登録し、被保険者証等に出力する機能を有しているが、今後のデータ連携要件により住民記録システムから受付した内容が連携されるようになる場合、当該情報を後期高齢支援システムから受領するような対応を行うか検討する必要がある。 （現状、後期高齢支援システムでは管理しても広域標準システムに連携するインタフェースが存在しないため、管理対象外としている。）
10	所得照会書の後期高齢支援システムでの出力機能廃止について	後期高齢支援システムと広域標準システムとの二重開発を解消する目的で、後期高齢支援システムでは簡易申告書の発行機能は残すものの今後、広域連合による情報照会を主体とする所得情報照会については、「所得照会書」の発行機能を後期高齢支援システムでは設けないこととした。 これを踏まえ、現在、広域標準システムから連携している「所得照会書」に関する情報の連携要否を検討する必要がある。
11	各種、データ要件、連携要件の見直しに伴う対応について	今後、デジタル庁で整理される予定のデータ連携要件等により、住民記録システムや税システムからの連携項目が規定されることで現在、広域標準システムが後期高齢支援システムから取得しているデータについても見直し（例：項目を保持しなくなることで取得できなくなる、もしくは項目が増えたことで取得項目を増やした方がよいもの等）が必要となる。